

茨城県報

第 6 7 6 9 号

昭和54年 9 月25日

火 曜 日

(明治35年 3 月17日)
(第三種郵便物認可)

目 次

規 則

- 茨城県工場立地審議会規則の一部を改正する規則 (商工企画課) 1

告 示

- 木材業者等の登録 (林政課) 2
●新規土地改良事業の認可 (3 件) (農地管理課) 2
●公有水面埋立の免許の一部改正 (河川課) 3

(公 安 委 員 会)

- 緊急自動車兼道路維持作業用自動車の指定 3
●緊急自動車及び緊急自動車兼道路維持作業用自動車の指定並びに緊急自動車の指定の取消し 3

公 告

- 開発行為の工事完了 (6 件) (建築指導課) 4
●道路位置の指定 (") 6

規 則

茨城県規則第52号

茨城県工場立地審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和54年 9 月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県工場立地審議会規則の一部を改正する規則

茨城県工場立地審議会規則 (昭和45年茨城県規則第23号) の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「 (委員の任命等) 」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 学識経験者

第 4 条を次のように改める。

(部会)

第 4 条 審議会は、所掌事務を分掌して調査審議するため、その定めるところにより、部分を置くことができる。

2 部会に属させる委員は、委員長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置く。

- 4 部会長及び副部会長は、その部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 5 部会は、調査審議が終了したときは、その結果を審議会に報告しなければならない。
- 6 茨城県行政組織条例第25条第3項及び第4項並びに第26条の規定は、部会について準用する。
この場合において、同条例第25条第3項及び第26条第1項中「付属機関」とあるのは「部会」と、第25条第3項及び第4項並びに第26条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第25条第4項及び第26条第1項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第26条第1項中「知事」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第1400号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定により、次の者を木材業者等として登録した。

昭和54年 9 月25日

茨城県県南地方総合事務所長 銭 谷 守 雄

上記名簿は省略し、茨城県県南地方総合事務所林務課において、昭和54年 9 月25日から縦覧に供する。

~~~~~  
茨城県告示第1401号

昭和54年 4 月17日付けで、真和土地改良区から申請のあつた東飯田地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年 9 月14日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和54年 9 月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~  
茨城県告示第1402号

昭和54年 4 月17日付けで、真和土地改良区から申請のあつた上小幡地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和54年 9 月14日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和54年 9 月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男
~~~~~

茨城県告示第1403号

昭和54年 4 月 17 日付けで、真和土地改良区から申請のあつた長岡坪草地区土地改良事業及び定款の変更については、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 1 項及び第30条第 2 項の規定により昭和54年 9 月 14 日認可した。

昭和54年 9 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第1404号

昭和48年 4 月 2 日付け茨城県告示第 348 号で告示した公有水面埋立の免許の一部を次のように改正する。

昭和54年 9 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第 4 項中「昭和54年 3 月 31 日」を「昭和59年 3 月 31 日」に改める。

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第39号

道路交通法施行令（昭和35年政令第 270 号）第13条第 1 項及び第14条の 2 の規定により、緊急自動車兼道路維持作業用自動車の指定を行つたので公示する。

昭和54年 9 月 25 日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車兼道路維持作業用自動車の指定

| 指定番号 | 自動車登録番号   | 車 名・年 式  | 用 途                | 所有者又は管理者 |
|------|-----------|----------|--------------------|----------|
| 1133 | 水戸88 せ383 | ニッサン 54年 | 公共応急作業用<br>道路維持作業用 | 茨 城 県    |

茨城県公安委員会告示第40号

道路交通法施行令（昭和35年政令第 270 号）第13条第 1 項及び第14条の 2 の規定により、緊急自動車及び緊急自動車兼道路維持作業用自動車の指定並びに緊急自動車の指定の取消しを行つたので公示する。

昭和54年 9 月 25 日

茨城県公安委員会委員長 関 正 夫

1 緊急自動車の指定

| 指定番号 | 自動車登録番号   | 車 名・年 式   | 用 途     | 所有者又は管理者      |
|------|-----------|-----------|---------|---------------|
| 1134 | 水戸88 せ386 | マ ツ ダ 54年 | 警察責務遂行用 | 茨 城 県 警 察 本 部 |
| 1135 | " 387     | "         | "       | "             |

|      |   |     |             |         |         |
|------|---|-----|-------------|---------|---------|
| 1136 | " | 388 | "           | "       | "       |
| 1137 | " | 389 | "           | "       | "       |
| 1138 | " | 390 | "           | "       | "       |
| 1139 | " | 391 | "           | "       | "       |
| 1140 | " | 378 | ト ヨ タ 54年   | 水 防 用   | 茨 城 県   |
| 1142 | " | 331 | ニ ツ サ ン 54年 | 公共応急作業用 | 東 京 ガ ス |

## 2 緊急自動車兼道路維持作業用自動車の指定

| 指定番号 | 自動車登録番号   | 車 名・年 式     | 用 途                | 所有者又は管理者 |
|------|-----------|-------------|--------------------|----------|
| 1142 | 水戸88 せ384 | ニ ツ サ ン 54年 | 公共応急作業用<br>道路維持作業用 | 茨 城 県    |

## 3 緊急自動車の指定の取消し

| 指定番号 | 自動車登録番号    | 車 名・年 式     | 所有者又は管理者      | 指 定 日<br>年 月 日 | 告示番号 |
|------|------------|-------------|---------------|----------------|------|
| 483  | 茨 8 す 2665 | ニ ツ サ ン 45年 | 茨 城 県 警 察 本 部 | 45. 6. 1       | 10   |
| 631  | 茨88せ 873   | 三 菱 47年     | "             | 47. 7. 20      | 21   |
| 643  | 茨88す 920   | ト ヨ タ 47年   | "             | 47. 9. 11      | 25   |

## 公 告

## ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和54年9月25日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

北相馬郡藤代町藤代字蔵前溝下1861番2, 同番5, 同番6, 同番

## 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡牛久町田宮137―5

株式会社 野口商事

代表取締役 野 口 治

## 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

勝田市田彦字雷土1382番9

## 2 事業主の住所及び氏名

勝田市田彦33 平 野 太 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
石岡市大字東大橋字仁平谷津2923番の16, 同番の43, 同番の44, 同番の45, 同番の46, 同番の54, 同番の55, 同番の56, 同番の57, 同番の79及び同番の80の一部

- 2 事業主の住所及び氏名  
東茨城郡小川町与沢1474

長 島 実

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
土浦市大字中字大房番外27番の3及び番外27番の10

- 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市東原1丁目3番17号

日産サニー茨城販売株式会社  
取締役社長 白 井 実

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
筑波郡谷田部町大字谷田部字薬師下5649番の1, 5649番の2, 5650番の1, 5650番の2及び6187番

- 2 事業主の住所及び氏名  
筑波郡谷田部町大字谷田部5642

広 瀬 忠 昭

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡総和町大字女沼字大道南409番の1, 409番の2, 408番の3, 407番の2, 406番の2  
" " " 字向川北386番の1の一部, 389番の1の一部, 386番の4の一部

- 2 事業主の住所及び氏名  
猿島郡総和町大字女沼386

影 山 文 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
水戸市元吉田町字一里塚東1562番の2, 1562番の4, 1562番の5, 1562番の7, 1567番, 1568番

- 2 事業主の住所及び氏名  
水戸市元吉田町1576-1

菊 地 憲

## ●道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和54年 9 月 25 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号           | 指 定 日<br>年 月 日 | 申 請 者                      |                            | 道 路 の 位 置                                                 | 道路幅員及び延長   |            |
|----------------|----------------|----------------------------|----------------------------|-----------------------------------------------------------|------------|------------|
|                |                | 氏 名                        | 住 所                        |                                                           | 幅 員<br>(m) | 延 長<br>(m) |
| 水土木指令<br>第867号 | 54. 9. 7       | 成田 勝利                      | 日立市高鈴町<br>3丁目1番6号          | 勝田市稲田字カチ内<br>1142—5                                       | 4.00       | 19.80      |
| "<br>第868号     | "              | 今成 一広                      | 勝田市長堀町<br>1丁目1番21号         | " 中根字六ツ野<br>4986番29, 同番30の1<br>部, 同番36, 同番43の<br>1部, 同番51 | 4.00       | 35.00      |
| "<br>第869号     | "              | 会沢 力                       | 水戸市梅香<br>1丁目4番14号          | " 東石川字十文字<br>1295番5, 同番9, 同<br>番11, 同番12, 同番14            | 4.00       | 35.00      |
| 境土木指令<br>第444号 | 54. 9. 10      | 坂入 正昭                      | 東京都荒川区東<br>日暮里6丁目<br>28—5  | 古河市大字坂間<br>字北山250番4                                       | 4.00       | 21.10      |
| "<br>第445号     | "              | 小曾根 ハツエ                    | 栃木県下都賀郡<br>野木町大字丸林<br>480  | 猿島郡三和町大字尾崎<br>字前野462番123                                  | 4.00       | 66.70      |
| "<br>第446号     | "              | 折原 春吉                      | 埼玉県久喜市東<br>5丁目30番3号        | 古河市大字中田字根瓦<br>20番7, 同番11                                  | 6.00       | 66.86      |
| 竜土木指令<br>第728号 | 54. 8. 30      | 富士商事(株)<br>代表取締役<br>大久保 藤  | 東京都新宿区西<br>新宿1丁目18番<br>13号 | 稲敷郡阿見町大字荒川<br>本郷字鶉原2083番3                                 | 4.37       | 34.80      |
| "<br>第748号     | 54. 9. 11      | 張貝 寅三                      | 取手市青柳1丁<br>目3番41号          | 取手市青柳字本泉寺裏<br>461番3, 5                                    | 4.01       | 61.84      |
| "<br>第749号     | "              | 福田 貴                       | " 東<br>3—3—14              | " 東3丁目甲<br>2077番2                                         | 4.00       | 32.28      |
| "<br>第750号     | "              | (株)藤代ハウ<br>ス代表取締役<br>篠山 道子 | 北相馬郡藤代町<br>大字宮和田<br>1150—1 | 北相馬郡藤代町宮和田<br>字関642番1                                     | 4.01       | 20.10      |
| "<br>第751号     | "              | (株)市場新聞<br>社代表取締役<br>尾上 洋一 | 東京都中央区<br>日本橋小網町<br>16番15号 | " 守谷町守谷字<br>向原甲150番3, 甲150<br>番6, 甲149番1 甲149<br>番4       | 4.03       | 76.30      |
| 下土木指令<br>第578号 | 54. 9. 7       | 師岡 泰雄                      | 西茨城郡岩瀬町<br>大字南飯田775        | 真壁郡協和町大字門井<br>字中宿51番の5, 同番<br>の7, 54番の2                   | 4.00       | 35.00      |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所